# コーポレート・ガバナンスの実践論的研究

メタデータ	言語: Japanese
	出版者:
	公開日: 2018-11-16
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 鈴村, 美代子
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19685

# 「博士学位請求論文」審査報告書

審查委員 (主查) 商学部 専任教授

氏名 風間 信隆 即

(副査) 商学部 専任教授

氏名 山下 洋史 印

(副査) 商学部 専任教授

氏名 出身世 信之 ⑩

- 1 論文提出者 鈴村 美代子
- 2 論文題名 コーポレート・ガバナンスの実践論的研究

(英文題) The Practice-based Study on Corporate Governance

# 3 論文の構成

序論

第1部 コーポレート・ガバナンスを巡る社会的背景と理論

第1章 コーポレート・ガバナンスの歴史的変遷

第2章 社会科学の方法とコーポレート・ガバナンス論の枠組み

第2部 コーポレート・ガバナンス論の新たな展開としての理論的考察

第3章 コーポレート・ガバナンスの組織論的アプローチの可能性

第4章 コーポレート・ガバナンス論における正統性概念

第5章 コーポレート・ガバナンス論の実践論的アプローチの検討

第3部 コーポレート・ガバナンス実践の制度変化におけるダイナミック・プロセス

第6章 制度変化におけるダイナミック・プロセスの理論的考察

第7章 コーポレート・ガバナンス制度の受容と変化 - 東芝の制度的神話 -

結論

## 4 論文の概要

本審査対象論文は、序論と結論を除いて、3部、7章から構成されている。

序論では、本論文全体を貫く問題意識、研究背景、研究方法、研究の対象領域等が明らかにされる。ここでは、従来のコーポレート・ガバナンス(corporate governance)を巡る議論において、一定の制度や仕組みそれ自体が正しく適切なものであるという前提のもとで、一定のガバナンス制度を導入すれば、コーポレート・ガバナンスの所定の目的は必然的に達成されると解されていることを批判し、現実の世界においては、同様のコーポレート・ガバナンス制度や仕組みを導入したとしても、この制度や仕組みが必ずしも全ての企業において同じ経路を辿って合理的に機能するとは限らない現実を説明する論理を構築することが本論文の問題意識であることが明らかにされる。この説明論理を構築するために、コーポレート・ガバナンスの組織論的考察、とくにポスト・モダンの組織論の近年の成果である実践論的アプローチに依拠して本論文が展開されることが強調されている。

第一部の「コーポレート・ガバナンスを巡る社会的背景と理論」では、コーポレート・ガバナンスを巡る歴史的変遷とその理論的枠組みについて考察されている。第1章では、コーポレート・ガバナンスという概念が誕生したアメリカにおけるコーポレート・ガバナンスの歴史的変遷が辿

られるとともに、 そこで確認される固有の特徴が明らかにされる。 とくにバーリとミーンズ (1932) が実証的に解明した「所有と経営の分離」ないし「経営者支配」がコーポレート・ガバナンス問 題の出発点にあること,1960年代以降のアメリカにおいて,機関投資家を中心とした株式所有構 造の変化と株式市場の圧力によって「株主価値重視型」ガバナンスと呼ばれうるアメリカ型コー ポレート・ガバナンスが生まれてきたことが論じられている。第2章では、コーポレート・ガバ ナンスの理論的枠組みについて、社会科学の方法論としてつとにその存在を知られているバレル とモーガンの研究(1979)等に依拠して社会科学の方法論の多元性とその相違が明らかにされる とともに、コーポレート・ガバナンスの理論的枠組みとして知られている、エージェンシー理論、 スチュワードシップ理論、利害関係者論、そして資源依存理論が共通して機能主義・合理主義・ 規範主義・効率主義の方法論に依拠しているとする限界を有していることが明らかにされている。 第二部の「コーポレート・ガバナンス論の新たな展開としての実践論的アプローチに基づく考 察」では、第一部において明らかとなった既存研究では十分に捉えられない視点を明らかにする ため, 社会学に基づく組織論, とくに新制度派組織論に依拠した新たなアプローチが提起される。 第3章では、組織論に依拠したコーポレート・ガバナンス論の動向を概観することを通じて、こ うした諸研究の意義を確認している。とくに、取締役会研究とコーポレート・ガバナンス制度の 普及に関する経済学あるいはファイナンスの理論的研究との相違を示すことにより,組織論に依 拠した分析アプローチの意義と貢献を明らかにしている。第4章では、コーポレート・ガバナン ス論において扱われる「正統性」概念が考察される。この考察を通じて、「正統性」の概念を「解 釈的」に捉えることによって、企業自ら策定した経営行動を正統化していく行為主体性の側面に 注目するコーポレート・ガバナンス論が展開される。第5章では、第3章及び第4章においてコ ーポレート・ガバナンス論の新たな方向性として提起された問題に対して、経営学において展開 されているプラグマティズム哲学を背景とする「実践論的転回(practical turn)」と実践に関す る諸理論について考察を加え、コーポレート・ガバナンスにおける制度の「実践」の意義が強調 される。

第三部の「コーポレート・ガバナンス実践の制度変化におけるダイナミック・プロセス」では、新たな展開の理論的根拠となる概念整理と事例研究が展開されている。第6章では、これまでの考察を踏まえて、内生的に導かれる「制度」の進化を捉える理論的枠組みが考察される。具体的には、マイヤーとローワンの研究(1977)等に依拠しながら、社会から「正統性」を得るために形式的に「制度」を「受容」しながらも、構造ないし制度から実際の活動(「実践」)が乖離していく「デカップリング」現象が取り上げられ、こうした制度的矛盾から導かれる内生的変化を捉えるために、歴史的・社会的環境に埋め込まれた文脈におけるアクターの主体的行為に注目した理論的枠組みについて検討が加えられている。第7章では、本論文において検討してきた理論的枠組みに基づき、日本におけるコーポレート・ガバナンスの変遷を背景とした制度受容と、受容された制度が組織の文脈のなかで次第に変化していく内生的な制度変化のプロセスについて、東芝の事例を用いた考察が行われている。そこで取り組まれてきた制度改革が社内でどのように受容され、受容された制度が企業の文脈の中でどのようにアクターの「翻訳」・「再翻訳」によって変質していったのかについて、1996年6月から2015年7月に至るまでの東芝のコーポレート・ガバナンス実践と「選択と集中」を中心とする経営戦略の取り組みとの関連を辿りながら明らかにされている。

最後の結論では、本論文の理論的検討の内容と事例研究の結果を要約しながら、本論文が有する意義、とくに 4 つの理論的インプリケーションと 2 つの実践的インプリケーションが提示されるとともに、ケース・スタディの持つ限界等の今後の研究課題も明らかにされている。

### 5 論文の特質

本論文は、以下の3つの点でこれまでのコーポレート・ガバナンス研究にはない独創的・斬新的な着想に依拠した考察が行われている。

第1に、コーポレート・ガバナンスを巡って、これまでに経営学、経済学、法学等の様々な研究領域において多くの議論が行われてきたが、本論文は、ポスト・モダンの組織論、特に新制度派組織論等の研究成果に依拠したコーポレート・ガバナンスを論じ、実践のなかで行われるガバナンス・プロセスの焦点を当てていることが本論文の大きな特質となっている。

第2に、こうした新制度派組織論に依拠することで、コーポレート・ガバナンスにかかわる諸制度が「認知的」枠組みの中で捉えられ、合理主義・機能主義・効率主義を超えて、アクターによる「歴史的・文化的文脈」の中での実践(「実践論的転回」)という新たな視点を提起していることも本論文の特質として認めることができる。

第3に、例えば、ガバナンス改革に熱心に取り組んできた東芝のケースに典型的に見られるように、制度改革にばかり議論が集中していることを批判するとともに、どのようにガバナンスが 実践されているか、といった視点を強調している点でこれまでの研究の空隙を埋めようとしている点も本論文の大きな特質となっている。

### 6 論文の評価

本論文は、これまで学位請求論文提出者が、経営学史学会、経営行動研究学会、工業経営研究 学会の全国大会で報告し、学会誌や学内紀要等で発表してきた、一連の論文を体系的に整理する 中で執筆されたものであり、すでに関連分野の研究者からも高い評価を受けている。 現在,アベノミクスの成長戦略において,資本効率ないし自己資本利益率 (ROE) の改善を柱とする「株主価値重視」の「攻めのガバナンス」を実現するための一連の制度改革が試みられ,大きな関心と議論を集めている。しかし,本論文は,こうした資本効率を高める制度改革こそが会計不祥事等の一連の企業不祥事を生み出した一要因となっていることを示唆し,アベノミクスの限界を提起している点でも極めて時宜に適っている。

また本論文は、これまでのコーポレート・ガバナンスの議論が効率主義・機能主義の方法論に依拠して展開されていることを批判するとともに、ガバナンス制度それ自体の設計よりも、この制度がアクターの歴史的・社会的文脈の中でどのように実践されているかという、ガバナンス実践(governing) ないし ガバナンス実践プロセス(governing process)に研究関心を集中し、これをアクター(経営者や社外取締役等)が「制度」を「翻訳」する「実践論的転回」という組織論的分析枠組みから説明しようとしている点も独創的であり、これまでの我が国におけるコーポレート・ガバナンス研究の空隙を埋める貴重な研究領域を開拓している点でも高く評価できる。しかし、本論文では、「制度」と「実践」とのプロセスにおいて生じるアクターの「学習」とそれに基づく「制度」の進化の側面については十分考察が行われているとはいえず、またケース・スタディが東芝一社に限定されている点も今後の課題として残されている。

### 7 論文の判定

本学位請求論文は、商学研究科において必要な研究指導を受けたうえ提出されたものであり、 本学学位規程の手続きに従い、審査委員全員による所定の審査及び最終試験に合格したので、博士(商学)の学位を授与するに値するものと判定する。

以 上